

第2号議案 当社と日鐵商事株式會社との合併契約承認の件 を、当社株主の皆様にご検討いただく際のご参考資料

当社と日鐵商事株式會社が平成25年4月26日に締結いたしました合併契約に基づき、平成25年6月21日開催予定の日鐵商事株式會社の第36回定時株主總會において、定款変更、取締役選任および監査役選任に係る議案が上程される予定であります。これに伴い、当該議案の概要をご参考までに同封させていただきます。

住金物産株式会社

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社との合併による経営統合（以下「本合併」といいます。）に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして決議をお願いするものであります。

なお、この定款一部変更の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

(1) 商号の変更

商号を日鉄住金物産株式会社（英文表記：NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION）に変更するものであります（変更後の定款案第1条）。

(2) 事業目的に関する変更

本合併に伴う連結事業推進体制（セグメント）の変更を踏まえ、所要の変更を行うものであります（同第2条）。

(3) 本店の所在地の変更

本店の所在地を東京都港区に変更するものであります（同第3条）。

(4) 発行可能株式総数の変更

本合併に備えるとともに、合併後も機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を2億3,200万株から5億株に増加させるものであります（同第6条）。

(5) 単元未満株式の買増し規定の新設

単元未満株式を保有する株主様が、1単元の株式数（1,000株）まで買増しできるようにすることで、株主様の便宜に供するため、単元未満株式の買増し規定を新設するものであります（同第9条）。

(6) 取締役の員数及び役付取締役に関する規定の変更

本合併に伴い、取締役の員数及び役付取締役に関する規定を見直すものであります（同第19条及び22条）。

(7) 相談役及び執行役員に関する規定の新設

本合併を機に、相談役及び執行役員に関する規定を新設するものであります（同第28条及び29条）。

(8) その他、条文の組み替え、項番号の明記、表現の変更、字句の修正、これら変更に伴う条数の繰り下げ等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 (同左)
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>日鐵商事株式會社</u>と称し、英文では <u>NIPPON STEEL TRADING CO., LTD.</u> と称する。</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>当社は、<u>日鉄住金物産株式会社</u>と称し、英文では <u>NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の売買及び貿易業</p> <p>イ. 鉄鋼、非鉄金属及びこれらの原材料並びに製品、副産物、鉬石、鉬産物</p> <p>ロ. 金属製造・加工用、建設用等の産業用機械器具、電気機械器具、電子通信機械器具、精密機械器具 (計量器、医療機器を含む)、航空機・船舶・車輛等の輸送用機械器具、光学機械器具、機械工具及びこれらに関連する設備並びに部品</p> <p>ハ. 公害防止用、上下水道用、海洋開発用、建築物用、自動販売用、保管用、事務用、住宅用等の設備・機器</p> <p>ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、土木・建築用資材</p> <p>ホ. 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品 (火薬・毒劇物を含む)、放射性同位元素、化粧品、肥料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料</p> <p>ヘ. 石炭、石油、圧縮・液化ガスその他燃料類及びこれらの製品並びに容器 (新設)</p>	<p>第2条 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>1. (同左)</p> <p>イ. (同左)</p> <p>ロ. (同左)</p> <p>ハ. (同左)</p> <p>ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、<u>パルプ、紙、土木・建築用資材</u></p> <p>ホ. 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品 (火薬・毒劇物を含む)、<u>医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療衛生用具、放射性同位元素、化粧品、肥料、飼料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料</u></p> <p>ヘ. (同左)</p> <p>ト. <u>毛、麻、綿、生糸、化学繊維その他の繊維原料、ふとん綿、ウレタンフォーム、羽毛</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>ト. <u>食料、酒類その他飲料、飼料、たばこ、塩、農産・畜産・水産・林産物及びこれらの製品</u></p> <p>チ. <u>繊維、パルプ、紙及びこれらの原材料並びに製品</u></p> <p>リ. <u>貴金属、宝石、美術品、骨董品、室内及び屋外装飾品、事務用品、スポーツ用品、日用雑貨類</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. 前号物品の採取、製造、加工、設計、修理、据付業</p> <p>3. 建設業、建設工事の企画・調査・測量・設計及び監理</p> <p>4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、動産の賃貸借</p> <p>5. 医療施設、遊技・スポーツ施設、保養・観光施設、浴場、飲食店の経営、旅館業、旅行業、クリーニング業、冠婚葬祭業</p> <p>(表現の一部を変更のうえ現行定款第2条11号から移動)</p> <p>6. <u>内外商品等の見本市、展示会、文化、スポーツ等各種催物の企画、誘致及び開催</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. <u>古物売買業</u></p> <p>8. <u>倉庫業</u></p> <p>9. <u>陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、航空運送業</u></p> <p>10. <u>リース業</u></p> <p>11. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ並びにソフトウェアの売買及び運用</u></p>	<p>チ. <u>糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、寝具、その他繊維製品</u></p> <p>リ. <u>食糧、食品、清涼飲料、酒類、酒精、たばこ</u></p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第2条1号のニ、チへ移動)</p> <p>ヌ. (同左)</p> <p>ル. <u>種実、種苗、植木、樹木、花、薬用植物、畜産動物、愛がん用動物、鑑賞用魚</u></p> <p>2. (同左)</p> <p>3. (同左)</p> <p>4. (同左)</p> <p>5. (同左)</p> <p>6. <u>工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販売及び輸出入業</u></p> <p>7. <u>各種イベント、研修会等の企画、制作、運営及び開催</u></p> <p>8. <u>有価証券の保有・売買・運用</u></p> <p>9. <u>ゴルフ会員権、リゾート会員権売買業</u></p> <p>10. (同左)</p> <p>11. (同左)</p> <p>12. <u>陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、航空運送業、港湾荷役事業及び船舶解体業</u></p> <p>13. (同左)</p> <p>(表現の一部を変更のうえ変更案第2条6号へ移動)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>12.</u> 農業、牧畜業、林業、水産業、鉱業</p> <p><u>13.</u> 各種情報の収集・処理及び提供に関する事業</p> <p><u>14.</u> 電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業</p> <p><u>15.</u> 文書作成事務、秘書、受付、通訳、翻訳、電話交換事務、通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業</p> <p><u>16.</u> 労働者派遣事業 (新設) (新設)</p> <p><u>17.</u> 警備業</p> <p><u>18.</u> 金融業</p> <p><u>19.</u> 各種研修・養成に関する事業</p> <p><u>20.</u> 前各号の代理業、仲立業、問屋業、媒介・取次業</p> <p><u>21.</u> 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</p> <p><u>22.</u> 前各号に関する一切の事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><u>14.</u> (同左)</p> <p><u>15.</u> (同左)</p> <p><u>16.</u> (同左)</p> <p><u>17.</u> (同左)</p> <p><u>18.</u> (同左)</p> <p><u>19.</u> 通信販売業</p> <p><u>20.</u> 発電及び電気の供給に関する事業</p> <p><u>21.</u> (同左)</p> <p><u>22.</u> (同左) (削除)</p> <p><u>23.</u> (同左)</p> <p><u>24.</u> (同左)</p> <p><u>25.</u> (同左)</p> <p>第3条 (同左) 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>第5条 (同左) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,200万株</u>とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第8条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利（新設） <p>（新設）</p> <p>第9条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、<u>これを取扱わない</u>。</p> <p>第10条（株式取扱規程） 当社の株式に関する事項は、<u>本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章（同左）</p> <p>第6条（同左） 当社の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> <p>第7条（同左） 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>第8条（同左） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （同左） 2. （同左） 3. （同左） 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>第9条（<u>単元未満株式の買増し</u>） 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる</u>。</p> <p>第10条（同左） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する</u>。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</u>。</p> <p>第11条（同左） 当社の株式に関する<u>取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条（株主総会の招集） <u>定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u></p> <p>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （表現の一部を変更のうえ現行定款第11条から移動）</p> <p>第14条（総会の開催場所） 当社は、東京都各区内で株主総会を開催する。</p> <p>第15条（総会の議長） 株主総会は社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順位により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>（表現の一部を変更のうえ変更案第13条へ移動）</p> <p style="text-align: center;">第3章 （同左）</p> <p>第12条（招集の時期） <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> （表現の一部を変更のうえ変更案第16条へ移動）</p> <p>第13条（定時株主総会の基準日） <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第14条（同左）</p> <p>第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>社長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(表現の一部を変更のうえ現行定款第13条から移動)</p> <p>第16条 (総会の決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の定員)</p> <p>当会社に取締役3名以上を置く。</p>	<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条 (同左)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会等</p> <p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当会社に取締役15名以内を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第19条</u>（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>第20条</u>（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>第21条</u>（代表取締役） 当社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p><u>第22条</u>（役付取締役） 当社に社長1名、必要に応じて会長1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役中から選定する。</p> <p><u>第23条</u>（取締役会の招集） 取締役会は社長が招集し、その議長となる。 社長に事故があるときは、取締役会<u>の定めるところにより他の取締役が当る。</u> 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発する。<u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p><u>第24条</u>（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p><u>第20条</u>（同左） （同左） ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ （同左）</p> <p><u>第21条</u>（同左）</p> <p><u>第22条</u>（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名を選定することができる。</u></p> <p><u>第23条</u>（取締役会の招集及び議長） 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>社長が招集し、その議長となる。 ② 社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u> ③ 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> ④ （同左）</p> <p><u>第24条</u>（同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第26条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） 当会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第25条（同左）</p> <p>第26条（同左） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（同左）</p> <p>第28条（相談役） <u>当会社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。</u></p> <p>第29条（執行役員） <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 （同左）</p>
<p>第28条（監査役の定員） 当会社に監査役3名以上を置く。</p> <p>第29条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第30条（監査役の員数） (同左)</p> <p>第31条（監査役の選任） (同左)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第30条（補欠監査役の予選の効力） 監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>第32条（同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第31条</u>（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 （現行定款第34条の表現の一部を変更）</p> <p><u>第32条</u>（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p><u>第33条</u>（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>第34条</u>（常勤監査役及び常任監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 監査役会は必要に応じて、その決議によって常任監査役若干名を選定する。</p> <p><u>第35条</u>（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>第36条</u>（監査役の責任免除） 当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。</p>	<p><u>第33条</u>（同左） （同左）</p> <p>②（同左）</p> <p><u>第34条</u>（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。</p> <p><u>第35条</u>（同左） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②（同左）</p> <p><u>第36条</u>（同左）</p> <p>（変更案第34条において表現の一部を変更）</p> <p><u>第37条</u>（同左） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第38条</u>（同左） （同左）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、法令の定めるところに従い、社外監査役との間で、法令の定める限度まで当該社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算等</p> <p><u>第37条</u>（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第38条</u>（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>第39条</u>（剰余金の配当の基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>第40条</u>（剰余金の配当の除斥期間） 当社は、剰余金の配当について、その支払開始の日から満3年を経過したときは、支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>②（同左）</p> <p style="text-align: center;">第6章 （同左）</p> <p><u>第39条</u>（同左） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p><u>第40条</u>（同左）</p> <p><u>第41条</u>（同左） （同左）</p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p><u>第42条</u>（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

(ご参考)

平成25年10月1日(予定)の本合併後の新定款はこちらをご参照ください。

第 1 章 総 則

第1条 (商号)

当社は、日鉄住金物産株式会社と称し、英文では NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の売買及び貿易業

- イ. 鉄鋼、非鉄金属及びこれらの原材料並びに製品、副産物、鉱石、鉱産物
- ロ. 金属製造・加工用、建設用等の産業用機械器具、電気機械器具、電子通信機械器具、精密機械器具(計量器、医療機器を含む)、航空機・船舶・車輛等の輸送用機械器具、光学機械器具、機械工具及びこれらに関連する設備並びに部品
- ハ. 公害防止用、上下水道用、海洋開発用、建築物用、自動販売用、保管用、事務用、住宅用等の設備・機器
- ニ. 窯業・土石製品、木材並びに木製品、家具、パルプ、紙、土木・建築用資材
- ホ. 石油化学製品、合成樹脂、ゴム、皮革、工業用・医療用薬品(火薬・毒劇物を含む)、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療衛生用具、放射性同位元素、化粧品、肥料、飼料、塗料、染料、顔料、油脂及びこれらの原料
- ヘ. 石炭、石油、圧縮・液化ガスその他燃料類及びこれらの製品並びに容器
- ト. 毛、麻、綿、生糸、化学繊維その他の繊維原料、ふとん綿、ウレタンフォーム、羽毛
- チ. 糸、織物、編物、不織布、ニット、衣料品、寝具、その他繊維製品
- リ. 食糧、食品、清涼飲料、酒類、酒精、たばこ
- ヌ. 貴金属、宝石、美術品、骨董品、室内及び屋外装飾品、事務用品、スポーツ用品、日用雑貨類
- ル. 種実、種苗、植木、樹木、花、薬用植物、畜産動物、愛がん用動物、鑑賞用魚

2. 前号物品の採取、製造、加工、設計、修理、据付業

- 3. 建設業、建設工事の企画・調査・測量・設計及び監理
- 4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理業、動産の賃貸借
- 5. 医療施設、遊技・スポーツ施設、保養・観光施設、浴場、飲食店の経営、旅館業、旅行業、クリーニング業、冠婚葬祭業
- 6. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用、貸借、販売及び輸出入業
- 7. 各種イベント、研修会等の企画、制作、運営及び開催
- 8. 有価証券の保有・売買・運用

9. ゴルフ会員権、リゾート会員権売買業
10. 古物売買業
11. 倉庫業
12. 陸運業、海運業、運送取扱業、港湾運送業、航空運送業、港湾荷役事業及び船舶解体業
13. リース業
14. 農業、牧畜業、林業、水産業、鉱業
15. 各種情報の収集・処理及び提供に関する事業
16. 電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業
17. 文書作成事務、秘書、受付、通訳、翻訳、電話交換事務、通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業
18. 労働者派遣事業
19. 通信販売業
20. 発電及び電気の供給に関する事業
21. 警備業
22. 金融業
23. 前各号の代理業、仲立業、問屋業、媒介・取次業
24. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務
25. 前各号に関する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、5億株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、1,000株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第9条 (単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (総会の開催場所)

当社は、東京都各区内で株主総会を開催する。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

第19条（取締役の員数）

当会社に取締役15名以内を置く。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後最初に開催される定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、取締役の責任を免除することができる。

第28条（相談役）

当社は、必要に応じて、相談役を置くことができる。

第29条（執行役員）

取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

第30条（監査役の員数）

当会社に監査役3名以上を置く。

第31条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席

し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（補欠監査役の予選の効力）

監査役の欠員に備えて株主総会において補欠の監査役を選任した場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

- ② 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。

第35条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（監査役の責任免除）

当社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、監査役の責任を免除することができる。

- ② 当社は、法令の定めるところに従い、社外監査役との間で、法令の定める限度まで当該社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算 等

第39条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第41条（剰余金の配当の基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。

- ② 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。
- ③ 当社は、前二項のほか、取締役会の決議により基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、候補者のうち取締役横山雄治、齋藤晴洋の両氏は本議案により選任された場合、第2号議案に係る住金物産株式会社との合併の効力発生日の前日（平成25年9月30日予定）をもって辞任する予定です。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
1	樋 渡 健 治 (昭和28年1月16日)	平成19年4月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) 執行役員、大阪支店長 平成23年4月 同社常務執行役員、厚板事業部長、建材事業部長 平成24年10月 新日鐵住金(株)常務執行役員、厚板事業部長、建材事業部長 平成25年4月 同社執行役員、当社顧問 現在に至る	—
2	山 口 和 夫 (昭和24年11月16日)	平成18年10月 三井物産(株)駐中国副総代表 三井物産(中国)有限公司副董事長 三井物産(上海)貿易有限公司董事長・総経理 平成19年4月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員 平成20年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	66,000株
3	横 山 雄 治 (昭和24年5月28日)	平成16年9月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) より宝鋼新日鐵自動車鋼板有限公司に出向 董事・副総経理 平成20年4月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	55,000株

	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
4	さいとう はる ひろ 齋藤晴洋 (昭和25年8月1日)	平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役、執行役員 平成17年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役、常務執行役員 平成22年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	78,000株
5	たま がわ あき お 玉川明夫 (昭和27年12月23日)	平成7年11月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) よりエヌエス・カルコンプ(株) (現、日本オセ(株)) に出向 平成12年6月 当社資金部長 平成16年4月 当社参与、財務部長 平成17年4月 当社執行役員、財務部長 平成19年4月 当社執行役員、企画部長 平成21年4月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員 平成23年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	47,000株
6	うえ むら あき お 植村明男 (昭和26年11月3日)	平成16年4月 当社参与、総務人事部長 平成17年4月 当社執行役員、総務人事部長 平成18年4月 当社執行役員、人事秘書部長 平成21年4月 当社常務執行役員、人事秘書部長 平成22年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	54,000株

	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
7	かづ き さとし 上 総 諭 (昭和28年12月17日)	平成19年4月 当社参与、大阪支店薄板部長 平成21年4月 当社参与、名古屋支店長 平成22年4月 当社執行役員、名古屋支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	23,000株
8	いまくぼ てつ お 今久保 哲 大 (昭和21年12月4日)	平成17年4月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) 常務取締役 平成20年4月 同社代表取締役副社長 平成21年4月 同社取締役、当社顧問 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	69,000株

- (注) 1. 上記の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平成25年4月1日から平成25年6月21日(第36回定時株主総会終結の時)迄の当社における担当は、11～12ページに記載してあります。

第5号議案 合併に伴う取締役8名選任の件

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社（以下「住金物産」といいます。）との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い新たに就任することとなる取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
1	みや しか いち ろう 宮坂 一郎 (昭和23年11月10日)	平成14年4月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 常務執行役員 平成18年4月 同社専務執行役員、名古屋支店長 平成20年6月 同社取締役、専務執行役員、鋼板・建材カンパニー長 平成21年4月 住友金属物流(株) (現、日鉄住金物流(株)) 執行役員副社長 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成25年4月 住金物産顧問 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 —
2	おか だ みつ のり 岡田 充 功 (昭和25年7月19日)	平成17年4月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 常務執行役員 平成21年4月 同社専務執行役員、交通産機品カンパニー長 平成21年6月 同社取締役、専務執行役員、交通産機品カンパニー長 平成23年4月 同社取締役、住金物産顧問 平成23年6月 住金物産取締役副社長、産機・インフラ事業カンパニー長 平成24年6月 同社代表取締役社長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 80,000株

	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
3	え ぐち つね あき 江 口 恒 明 (昭和25年12月 5 日)	平成15年 4 月 住金物産執行役員 平成17年 4 月 同社常務執行役員 平成17年 6 月 同社取締役、常務執行役員 平成19年 4 月 同社取締役、専務執行役員、繊維カンパニー長 平成24年 6 月 同社取締役副社長、繊維カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 62,000株
4	か ま た けん じ 鎌 田 健 治 (昭和26年 3 月 4 日)	平成13年 6 月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 監査役室長 平成15年 3 月 住金物産執行役員 平成15年 6 月 同社取締役、執行役員 平成16年 4 月 同社取締役、常務執行役員 平成16年 6 月 同社取締役、常務執行役員、管理本部長 平成19年 4 月 同社取締役、専務執行役員、企画管理本部長 平成24年 6 月 同社取締役副社長、企画管理本部長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 105,000株
5	しも とり えつ お 霜 鳥 悦 功 (昭和28年11月 4 日)	平成16年10月 住金物産執行役員、鉄鋼企画部長 平成20年 4 月 同社常務執行役員 平成20年 6 月 同社取締役、常務執行役員 平成23年 4 月 同社取締役、専務執行役員、鉄鋼カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 69,000株
6	くり た けい じ 栗 田 啓 一 (昭和28年 2 月 4 日)	平成17年 4 月 住金物産執行役員、畜産第二部長 平成18年 6 月 日協食品(株)取締役社長 平成20年 4 月 住金物産常務執行役員、食糧カンパニー長 平成20年 6 月 同社取締役、常務執行役員、食糧カンパニー長 平成23年 4 月 同社取締役、専務執行役員、食糧カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 52,000株

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
7	たけだまさはる 竹田政晴 (昭和28年3月30日)	平成18年6月 住金物産執行役員、機械部長 平成20年6月 同社執行役員、住金物産マテックス㈱取締役社長 平成23年4月 同社常務執行役員、住金物産マテックス㈱取締役社長 平成23年6月 同社常務執行役員、新規事業推進室長 平成24年6月 同社取締役、専務執行役員、産機・インフラ事業カンパニー長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 33,261株
8	あまやがしゅん 天谷雅俊 (昭和18年11月18日)	平成11年6月 住友金属工業㈱(現、新日鐵住金㈱) 常務執行役員、条鋼事業部長兼ステンレス・チタン事業部長 平成14年4月 同社専務執行役員、鋼板・建材カンパニー長 平成14年6月 同社取締役、専務執行役員、鋼板・建材カンパニー長 平成15年4月 同社取締役、副社長 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年4月 同社取締役、住金物産顧問 平成17年6月 住金物産代表取締役社長 平成24年6月 同社代表取締役会長 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 364,000株

(注) 上記の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

第6号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小倉良弘氏は任期満了となり、監査役海老原生夫氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、現在の監査役のうち渡辺行雄氏は、第2号議案に係る住金物産株式会社との合併の効力発生日の前日（平成25年9月30日予定）をもって辞任する予定です。

	氏名 (生年月日)	略歴等 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の 株式の数
1	いま ぼやし やす ひろ 今 林 靖 博 (昭和27年1月21日)	平成6年10月 新日本製鐵(株) (現、新日鐵住金(株)) 知的財産部総括室長 平成16年4月 当社参与、法務部長 平成18年4月 当社参与、総務法務部長 平成19年4月 当社執行役員、総務法務部長 平成22年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る	36,000株
2	お ぐら よし ひろ 小 倉 良 弘 (昭和20年12月8日)	昭和48年4月 弁護士登録 新家猛法律事務所入所 昭和57年4月 小倉・田中法律事務所 (現、ひびき法律事務所) 設立 平成6年6月 東京航空計器(株)監査役 (非常勤、現任) 平成8年3月 (株)武富士仮監査役(非常勤) 平成8年6月 同社監査役 (非常勤) 平成21年6月 当社監査役 (非常勤) 平成23年10月 (株)武富士監査役退任 現在に至る	1,000株

(注) 1. 上記の監査役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小倉良弘氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者小倉良弘氏は、平成25年6月26日付で東芝機械(株)の社外取締役役に就任予定であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 小倉良弘氏は、弁護士としての長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、企業経営者としてのご経験はありませんが、弁護士として企業法務に関して豊富な経験を有しておられますので、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

また、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (2) 当社は小倉良弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 当社は、小倉良弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

第7号議案 合併に伴う監査役2名選任の件

平成25年10月1日に予定しております住金物産株式会社（以下「住金物産」といいます。）との合併（以下「本合併」といいます。）に伴い新たに就任することとなる監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

	氏 名 (生年月日)	略 歴 等 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社 株式及び住金 物産株式の数
1	あらやしきのぶ ゆき 新屋敷 信 幸 (昭和28年8月29日)	平成19年4月 住友金属工業(株) (現、新日鐵住金(株)) 営業総括部長 平成19年6月 住金物産監査役、 住友金属工業(株)営業総括部長 平成21年1月 住金物産監査役、 住友金属工業(株)監査部兼監査役室参与 平成21年6月 住金物産監査役 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 45,000株
2	わた なべ つよし 渡 部 毅 (昭和16年12月20日)	平成11年6月 東レ(株)取締役、テキスタイル事業部門長 平成13年6月 東レインターナショナル(株)代表取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社相談役 平成21年6月 住金物産監査役 現在に至る	当社株式 — 住金物産株式 —

- (注) 1. 上記の監査役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新屋敷信幸氏及び渡部毅氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
(1) 新屋敷信幸氏は、鉄鋼業界における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
(2) 渡部毅氏は、繊維業界における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
(3) 住金物産は、渡部毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
(4) 当社は新屋敷信幸氏及び渡部毅氏の選任が承認された場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

メ モ

A series of horizontal dotted lines for writing.